

藤健福第1-245号

平成23年5月31日

指定居宅介護事業所 様

藤井寺市福祉事務所長



居宅系サービスの適切な事業所運営について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、藤井寺市が居宅介護事業及び移動支援事業の提供事業所に対して実施した実地指導において、改善事項が見受けられたため、下記のとおり指摘事項を取りまとめましたので通知します。なお今後も適切な事業所運営にご協力ください。

記

○サービス提供責任者の配置基準を満たしていない。

次の基準のうち、小さい方を必要数とし、それ以上のサービス提供責任者を配置しなければならない。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（以下「基準」という。）第5条第2項）

ア：事業所の月間サービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上。

イ：事業所のヘルパーの人数（非常勤、登録ヘルパー含む）が10人又はその端数を増すごとに1人以上。

例）月間提供時間が980時間、ヘルパーの人数が11名の場合、アの基準では3名、イの基準では2名となるため、2名以上の配置が必要となる。

○介護給付費の額を、利用者に通知していない。

市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対して、市町村から受領した介護給付費の額を通知しなければならない。（基準第23条第1項）

○事故発生を市に連絡していない。

居宅介護の提供により、事故が発生した際は、市町村にも連絡が必要です。（基準第40条第1項）

なお、利用者がサービス提供中に負傷し、通院が必要となるような事故の際は、市に対して、ひやりはっと報告書を提出してください。

- 居宅介護計画の作成及び見直しができていない。

サービス提供責任者が、障害者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、居宅介護計画を作成し、質の評価のため、適宜、計画の見直しをおこなうこと。(基準第24条第2項、基準第26条第1項)

- 通院等介助介護において、市の許可を得ることなく、院内介助を提供している。

院内の介助は、原則として報酬算定が認められておりません。院内の介助で報酬算定が可能なものは、必要性和妥当性の両面から、市が特例として認めた場合のみです。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表第1-1-ロ)

- 勤務予定表を作成していない。

従業者の勤務体制を確保するため、日々の勤務時間、職務内容、職位等を明確にした、勤務予定表を作成すること。(基準第33条第1項)

以上は、障害者自立支援法の規定のため、所在市町村を問わず、遵守してください。

また、大阪府のホームページから自主点検表がダウンロードできますので、ご活用ください。

以下は、藤井寺市と移動支援事業の協定を締結している事業所については、遵守していただく事項について、取りまとめております。

- 作業所の帰ってから移動支援事業を算定し、報酬算定を行っている。

作業所や学校の帰ってから移動支援を算定することは、実質的に通学、通所に対する移動支援と見なされるため、平成22年10月より、利用を禁止しております。かならず、一度帰宅してから、算定を開始してください。

- 居宅での障害者の見守りを移動支援事業として提供している。

移動支援事業は、あくまでも移動中の介助のため、居宅内での見守りは、算定できません。

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市役所

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

担 当：健康福祉部福祉課